「会員種類に関する柔軟性」の具体例について

**クラブ奉仕・拡大増強委員会　委員長**藤井眞澄

（大阪南ＲＣ）

2016年4月の規定審議会ではクラブ運営に大幅な柔軟性を認める決定がなされましたが、この中に会員種類に関する柔軟性(会員種類の多様化)も含まれています。最近当地区内でもこの会員種類の多様化に関する話題が良く出ており、いくつかの例も出てきましたので、各クラブで検討されるときの参考にしていただくために、基となるルールの変更および多様化の具体例などをまとめてみました。

**なお、本資料はロータリーの会員についての従来の考えを否定するものではなく、あくまで従来の考えをベースとしてこれを補完するものであることをご理解願います。**

1. 会員種類の多様化に関係するルール変更

2016年4月の規定審議会での決定の中で会員種類に関する柔軟性(会員種類の多様化)に関する主要なルール変更は次のとおりです。

1. 会員の全般的資格条件

今回の改定で会員の資格条件が次のように大幅に簡素化されました。(RI定款 第５条第２節、クラブ定款第１０条第１節)

「本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および（または）地域社会でよい評判を受けており、地域社会および（または）世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。」

これにより会員資格条件がシンプルになり会員候補者のすそ野が広がりました。

（逆に資質に限定したことにより、より厳しくなったという見方もあります）

1. 例会と出席に関する規定の例外(クラブ定款第７条)

a.例会の回数、内容などの変更

クラブはクラブ細則を変更することにより、例会の回数、方法(奉仕プロジェクトまたは社交行事を「例会」とみなす、あるいは直接顔を合わせる例会、オンラインでの例会、その両方を交互に行う例会、または両方の方法を同時に用いる例会のいずれかを選ぶ、など)を規定することができるようになりました。ただし月２回以上の開催が義務付けられています。

b.出席に関する規定の変更

従来から例会の出席規定は厳密に定められております。たとえば出席規定適用免除会員を除いて、①メーキャップも含めて半年内に出席率５０%未満、②半年内に自クラブの出席率３０%未満、③連続４回例会欠席、のいずれかの場合には原則として理事会は会員身分を終結することができるとされていますが、クラブ細則を変更することによりこれらの条件を変更(厳格化、緩和)することができるようになりました。

1. 会員身分に関する規定の例外(RI細則4.110.、クラブ定款第９条)

RI細則と標準ロータリークラブ定款の規定では、「正会員」と「名誉会員」の2つの会員種類がありますが、クラブ細則を変更することにより、クラブは、これら二つ以外の新しい会員種類を追加できるようになりました。また、元会員、移籍会員、RAC会員の入会についての要件をクラブ細則の変更により定めることができるようになりました。

（注）ＲＩは、新たな会員種別を規定する場合、暫定的なものを除き「正会員」として取り扱うことを強く要請しています。（下記２参照）

1. 会員種類の多様化に関係する基本的事項
2. 「正会員」と「名誉会員」以外の会員について

今回、クラブ細則を変更することにより「正会員」と「名誉会員」以外の会員を規定することができるようになりましたが、この会員はRI分担金を支払う必要がない代わりにロータリアンとしての権利、特典はありません。ちなみにロータリアンとして認められ、バッジの着用ができるのは「正会員」と「名誉会員」と規定されています。(RI定款第１３条) また会員証が発行されるのは、正会員に対してのみです。(ロータリー章典4.050)

(2) 会員種類の追加を行う場合の、RIの基本的見解は次の通りです。

a、会員はあくまで「個人」である。法人会員などを規定しても、法人が会員となるのではなく、会員はあくまでその中の個人である。(ロータリー章典4.020.)

b、会員はRI人頭分担金などの義務的な費用を支払うべきであり、支払った会員は正会員として他の会員と同じ権利と特典が与えられる。(my rotary 「2016年規定審議会：クラブ運営に大幅な柔軟性」)

(3)会員種類の多様化についての進め方

これらを考慮して、会員種類の多様化は、ロータリアンとしての権利と特典が与えられる「正会員」の枠中で、今回ルール変更があった上記１-(2),(3)を組み合わせて行うことが適切であると考えられます。

具体的には、会員種類ごとに次の各項目をどうするのか決めて、クラブ細則に盛り込む必要があります。

1. 例会の取り扱いをどうするのか…従来通りの例会を対象とする、WEBなどで補完するなど。
2. 例会の出席をどうするのか…従来通りの出席義務を課す、緩和する、適用免除する、出席義務を緩和した会員が例会に出席した場合の取り扱い（ビジターフィー相当額の聴収等）など。
3. 入会金、会費をどうするか…免除か、減額か、減額の程度はどうするか、など。

なお、こうして規定された会員は正会員である限り、RIに対して人頭分担金など、地区に対して地区負担金など従来の正会員と同じ費用を支払う必要があります。

３、会員種類の多様化についての具体的な例

上記２の基本的な考え方を考慮して、正会員の枠内で種々の会員種類が考えられますが、以下にその例を紹介します。

これらは従来のルールの枠内で取り扱えるものと例外規定を適用して取り扱うものが混在していますが、いずれも細則での規定が必要です。

(1)法人会員(団体会員)

同一法人(団体)から複数の会員が入会した場合、会費の割引、入会金の減免(二人目以降)などの特典を付与する。

この場合例えば、①人数に応じて会費を割り引くといった簡単な方法、②あるいは同一法人からは例会出席対象者を一人と決めておいて、出席対象者以外の会員の入会金は免除、会費は食事代相当を割り引いた額とし、この会員が例会に出席した時にはビジターフィー相当額を支払う、などいろいろなバリエーションが考えられます。

(2)OB会員、シニア会員

退職し無職である会員、高齢の会員などを対象にして、出席義務の緩和・免除を行い、これに相当する会費の減額などを行う。

この場合、定められた基準を超えて例会に出席した時の取り扱い(ビジターフィー相当額を支払うなど)を規定することも必要です。

なお、以下の各ケースで出席義務の緩和・免除を行った会員が例会に出席した場合の取り扱いは同じく取り決めが必要です。

(3)例会時の食事の選択をする会員(アラカルト会員)

例会時の食事をとらない、あるいは自前で用意することをあらかじめ登録した会員で、食事代相当の会費の減額を行う。

(4)WEB出席会員

例会時に時間が取れなくて例会出席が難しい会員に対して、補完措置としてWEBなどで参加することを認める会員で、食事代相当の会費の減額を行う。

(5)ジュニア会員

将来のロータリアンの確保、育成のため、若手(たとえば３５歳未満)の会員に対して入会金、会費の減免を行う。

(6)RAC会員

RACメンバーの入会に対して、出席義務の緩和・免除、入会金、会費の減免を行う。

(7)家族会員

会員の子息などロータリアンとして活躍が期待される家族の入会に対して、出席義務の緩和・免除、入会金、会費の減免を行う。

(8)遠隔地会員

会員が遠隔地に転勤し、引き続き会員であることを希望する場合などに、例会出席を免除し会費の減免を行う。

４、会員種類の多様化についての細則変更

色々な会員種別を追加する場合には、会員種別に応じた取り扱い(例会、入会金、会費など)を具体的に決めてクラブ細則で規定することになります。

クラブ細則変更の例を以下に示しますが、これはあくまで例示であり、各クラブの現行細則、新たに規定する会員種類の取り扱い内容などにより記載内容は変わることをお含み置きください。

(1)現行の細則の例

第○条　入会金及び会費

第１節

入会金は○○円とし、入会承認後に納付するものとする。

第２節

年会費は　　円とし、毎年2回、7月１日及び1月１日に支払うべきものとする 。

第３節

クラブ年会費には、RI人頭分担金、ロータリーの友の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金で構成される。

1. 細則変更の例①（新たに会員種別を規定する場合）

上記4-(1) 「第○条　入会金及び会費」に次の第４節を追加し、新たに「第△条　会員種類」の条文を追加する。

第４節*…この節追加*

第△条に定める会員において、入会金、年会費の定めがある場合は本条第１節、第２節の当該項目の規定を適用しない。

第△条　会員種類の追加*…この条追加(会員種類が複数の場合の例、あくまで例示です)*

従来の会員に加えて、次の会員種類を規定する。本会員はいずれも正会員として扱う。

1. 遠隔地会員

会員が転勤などで遠隔地に異動し、会員が引き続き在籍を希望する場合は「遠隔地会員」とし、例会出席を免除することができる。遠隔地会員の年会費は、（例会相当額を割引き）○○円(あるいは、理事会で定めた金額と記載)とするが、例会に出席した場合にはビジターフィー相当の金額を支払うものとする。

1. 法人(団体)会員

同一法人(団体)から複数の会員が入会し、希望する場合は「法人(団体)会員」とすることができる。法人(団体)会員の二人目からは入会金は免除し、例会出席回数をあらかじめ規定し、年会費は定められた基準に基づいて割引く(あるいは、○○円とすると記載)ことができる。出席回数を規定された会員が規定回数を超過し例会に出席した場合にはビジターフィー相当の金額を支払うものとする。

1. シニア会員

会社を退職し無職で６０才以上の人で希望する場合は「シニア会員」とし、例会出席回数をあらかじめ規定することができる。シニア会員の入会金は免除し、年会費は（例会の相当額を割引き、）○○円(あるいは、理事会で定めた金額と記載)とするが、規定回数を超過し例会に出席した場合には超過分についてビジターフィー相当の金額を支払うものとする。

1. 家族会員

クラブ会員と同居する親族、または２親等以内の親族で、希望する場合は「家族会員」とし例会出席回数をあらかじめ規定することができる。家族会員の入会金は免除し、年会費は例会の相当額を割引き、年間○○円(あるいは、理事会で定めた金額と記載)とするが、規定回数を超過し例会に出席した場合には超過分についてビジターフィー相当の金額を支払うものとする。

1. 例会時の食事の選択をする会員(アラカルト会員)

例会時の食事をとらない、あるいは自前で用意することをあらかじめ登録した会員で、希望する場合は「アラカルト会員」とすることができる。「アラカルト会員」の年会費は例会の食事代相当の会費の減額を行い、年間○○円(あるいは、理事会で定めた金額と記載)とするが、例会時にクラブの食事をとる場合にはビジターフィー相当の金額を支払うものとする。

1. ジュニア会員

３５歳未満の会員に対して、希望する場合は「ジュニア会員」とすることができる。「ジュニア会員」の入会金は免除し、年会費は年間○○円(あるいは、理事会で定めた金額と記載)とする。

1. 細則変更の例②(クラブ定款第７条、９条の例外規定の適用は無く、取扱いの変更のみで規定するケース。出席規定適用免除会員の会費を免除する例)

上記4-(1)「第○条　入会金及び会費」に次の第４節を追加する。

第４節

前2節の規定にかわらず、出席免除会員のうち継続的に例会出席が困難な会員は、期初に本クラブに申し出ることにより、年会費を例会費相当額を控除した〇〇万円とすることができる。ただし、当該会員が例会に出席する際は、その都度例会費としてビジターフィと同額を支払わなければならない。

５、終わりに

以上大変わかりづらい説明になりましたが、会員種類の多様化の検討の参考にしていただければ幸いです。

(参考)



（２０１８－１９年度の例）